

令和2年第3回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年3月24日（火曜日）午後1時
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 教育委員（教育長職務代理者）小谷野守男
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫
教育次長兼図書館長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 浅野 誠
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
公民館課長 丸山 博
6. 書 記
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友
教育総務課 主 査 谷口 京子
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事
議案第8号 取手市教育委員会事務局職員等の人事異動について（非公開）
議案第9号 市町村教育委員会への派遣職員について（非公開）
議案第32号 学校教職員の処分について（非公開）
議案第10号 取手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第11号 取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第12号 取手市立学校等給食費取扱規則の全部を改正する規則について
議案第13号 取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第17号 取手市学校連携支援員設置要綱について
議案第14号 取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第15号	取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第20号	取手市放課後児童支援員服務規程の一部を改正する訓令について
議案第16号	取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について
議案第18号	取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱等を廃止する要綱について
議案第19号	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会取手市実行委員会運営事業交付金交付要綱を廃止する要綱について
議案第21号	取手市教育委員会職員等駐車場使用に関する取扱基準の一部を改正する基準について
議案第22号	取手市立中学校に係る運動部活動の活動方針の廃止及び取手市立中学校に係る部活動の活動方針の策定について
議案第23号	取手市学校医の委嘱について
議案第24号	取手市学校歯科医の委嘱について
議案第25号	取手市学校薬剤師の委嘱について
議案第26号	取手市青少年相談員の委嘱について
議案第27号	取手市立体育施設運営委員会委員の委嘱について
議案第28号	取手市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第29号	取手市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第30号	取手市立公民館長の任命について
議案第31号	取手市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第33号	取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
報告第9号	令和2年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第13号）所管事項の同意について）
報告5	取手市社会教育指導員の委嘱について
報告6	取手市放課後子どもクラブコーディネーターの委嘱について
報告7	令和元年度取手市教育支援委員会判定者数について
報告8	寄附の受け入れについて
報告9	取手市いじめ防止基本方針の見直しについて
報告10	いじめ防止策の取組み状況に関する報告について（一部非公開）

8. その他

- (1) 令和2年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告書及び議案等結果報告について
- (2) 4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 会議の概要

午後1時00分開会

○教育長

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和2年第3回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届け出が小谷野委員からございました。

まず、配布物の確認を事務局からお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

議案の関係上、配布物が非常に多かったんですが、よろしいでしょうか。

それでは、まず私のほうから報告をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応についてということで、まず今まで行ってきた対応についてでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、3月に入って全世界的に流行被害が拡大しているところでございます。これについては3月11日にWHOで、世界的な大流行、パンデミックという宣言がありました。先日23日には、改めて事務局長から記者会見がありまして、193カ国33万2,930人ということで非常に患者数が拡大しているということ、特にパンデミックが加速しているという状況報告がありました。事務局長の話によりますと、10万人に至るまでが67日間かかっていたのが、20万人に達するまで11日間、30万人に達するまで4日間ということで、加速度的に増したということです。

その間、国内においても2月25日に基本方針が示されました。それを受けまして27日には、内閣総理大臣から、子どもたちの健康・安全を第一に考えて、全国的に一律の臨時休業を要請するという方針が示されたところでございます。この内閣総理大臣の方針を踏まえまして、文部科学省や茨城県の教育委員会から通知が出されているところでございます。

取手市におきましては、それ以前から行っていた臨時の校長会で協議を重ねた結果、3月3日から3月24日までの間、全ての小中学校において臨時休業ということを決めさせていただきました。その間の対応のポイントとしては、子どもたちや保護者に不安を生じないような措置ということ、まず1つは、臨時休業中の保護者に対して、子どもたちの家庭生活、学習面での注意点や確認点を通知したところでございますし、あともう1つ、休業期間に指導できない、授業ができない部分、未指導分の学習内容については、次年度の授業の中で指導することをお知らせしたところでございます。また、あわせて休業期間中の子どもの様子を電話連絡や、場合によっては家庭訪問を行って、子どもたちの様子や健康の確認等を行っているところでございます。

また、休業中のお子さんの家庭の状況、こういった形で家庭で過ごされるかという心配もありますので、1つは特別支援学級に在籍されるお子さんにつきましては、自宅で1人でお過ごしになるのが難しい状況につきましては、学校又は放課後子どもクラブで受け入れる対応をとっているところでございます。また、特に家庭の状況の中で見守りが困難な、配慮が必要な家庭につきましては、福祉部と連絡をとりながら児童生徒の居場所の確保に努めているところでございます。

また、学校以外の教育施設の関係では、市の新型コロナウイルス感染症対策本部で対応を協議しました結果、不特定多数の人が集まる屋内施設を中心に、当面の

間、休止又はサービスの一部停止を行う対応をとっているところがございます。また、教育委員会が主催するイベントにつきましても、不特定多数の方が参加される可能性があるものについては、中止や延期等の対応をとっているところがございます。

今後の対応として、特に新年度の対応につきましては、先週末の時点で一旦それを見越した形で、県で学校再開の基本的な考え方というものが示されましたが、本日、文部科学省で学校社会についての感染予防の観点で注意事項や、こういった場合に児童生徒の出席停止をすとか、あとは休校措置をとるとか、そういった細かい部分が示されましたので、一両日中に学校等とも協議をしまして、市の対策本部とも共有し、方向性を定めて、きちんとした注意喚起を含めた対応をとってまいる考えでございます。以上が私からの報告でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後、議題となります議案第8号、取手市教育委員会事務局職員等の人事異動について、議案第9号、市町村教育委員会への派遣職員について、及び議案第32号、学校教職員の処分については、いずれも人事に関する議案となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。議案第8号、議案第9号、議案第32号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、議案第8号、議案第9号及び議案第32号の議事は、非公開といたします。

傍聴の皆様については、恐縮でございますけれども御退席をお願いいたします。自席にて暫時休憩といたします。

午後1時14分休憩

午後1時15分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開といたします。

議案第8号、取手市教育委員会事務局職員等の人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に議案第9号、市町村教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議案第32号、学校教職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 32 号は原案のとおり決定いたしました。
非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。
傍聴人の入場を認めます。傍聴人入場のため自席にて暫時休憩いたします。

午後 1 時 22 分休憩

午後 1 時 23 分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 10 号、取手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。石塚教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

議案第 10 号、取手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、取手市教育委員会事務局組織規則を別紙のとおり改正する。提案理由としましては、教育委員会事務局の組織機構の変更として、教育総務課企画調整係を総務法規係に名称を変更するとともに、スポーツ生涯学習課国体推進室の廃止その他所要の整備を行うため、本規則を改正します。

議案の 1 ページをご覧ください。取手市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の表の右側が改正前、左側が改正後となります。第 2 条第 1 項で、教育総務課の企画調整係の名称を、取手市立中学校の自死事案において県の調査報告書並びに取手市いじめ問題専門委員会による再発防止策の提言に基づき、今後、教育委員会として法令等を遵守するとともに、適正な法制執務の執行や改善改革に取り組む姿勢を明確にするため総務法規係に変更します。また、同条 2 項で特定の事務として、いきいき茨城ゆめ国体の開催に向け設置したスポーツ生涯学習課国体推進室については、令和元年に開催し、全ての業務が終了したため廃止します。これにより、同条第 2 項が削除となり、同条第 3 項が同条第 2 項に繰り上がります。あわせて、同条第 1 項第 2 号の文言を下線部のとおり整理します。

次に 2 ページをご覧ください。こちらは第 3 条、課及び係等の事務分掌関係の別表となります。上段が改正前、下段が改正後となります。先ほど御説明をしました教育総務課企画調整係を総務法規係に改正し、スポーツ生涯学習課国体推進室を削除します。あわせて、学務給食課管理係の事務分掌のうち 9 号、私立幼稚園の振興に関することは、幼児教育・保育無償化の実施及び新制度への移行等により削除します。これにより、学務給食課管理係の事務分掌欄の 10 号を 9 号に繰り上げます。

なお、付則としまして、この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長

説明は終了しました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号は原案のとおり決することに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議案第11号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

議案第11号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。提案理由としましては、授業時間数確保のための2学期制導入、学校の教育相談体制の構築及び学校における働き方改革に関する取組みの徹底に基づき、取手市立学校管理規則の一部を改正するものでございます。

まず、2学期制の導入につきましては、子どもたちがゆっくりとした環境の中、学校教育を充実していくことができるよう、また教員と子どもと向き合うための機会をふやしていくことができるようにするものでございます。1ページをご覧ください。第2条の学年及び学期でございますが、第2項の「3学期」を「2学期」に改正し、第1学期の「4月1日から7月31日まで」を「4月1日から10月の第2月曜日まで」とし、第2学期の「8月1日から12月31日まで」を「10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで」とし、「第3学期 1月1日から3月31日まで」を削除するものであります。続いて、3ページをご覧ください。3ページの様式第3号中の第3学期と、様式第4号中の第3学期につきましても、2学期制を導入しますので、こちらを削除いたします。下に移りまして付則第2項、令和2年度における学期の特例をご覧ください。こちら、令和2年度の学期につきましては、令和2年度のスポーツの日が10月の第2月曜日ではなく7月24日になることから、第1学期を4月1日から10月11日までとし、第2学期を10月12日から翌年3月31日までとする特例を設けております。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、第14条、教務主任等でございます。4月から全ての小中学校に教育相談部会システムを導入し、児童生徒一人一人の不安、悩み、心配事を継続して組織で対応していくものとして、その中核となる教育相談担当職員を教育相談主任として置くものでございます。そのため、このたび14条に教育相談主任を追加しました。また、これと関連しまして14条第4項には「教育相談主任は、校長の監督を受け、教育相談に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」を、改正後第7項に「教育相談主任」を追加しました。

続きまして、第23条の2、勤務時間についてでございます。こちらにつきましても、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示として公示されたことから、新たに追加するものでございます。またページが飛んで申しわけございません。5ページの参考資料をごらんください。こちらの指針をもとに御説明させていただきます。指針の趣旨としましては、教師の長時間勤務の実態は深刻であり、学校の働き方改革が急務でございます。公立学校の教師は、校務として行われる業務については、時間外勤務を命じて行うものではないものとしても、学校教育活動に関する業務であることには変わりなく、こうした業務

を行う時間も含めて時間を管理することが必要であります。こういった状況を踏まえまして、教師の業務量の適切な管理、教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針が定められたものでございます。

対象の範囲につきましては、管理する側として教育職員のサービスを監督する教育委員会、管理される側として、公立の義務教育諸学校の教育職員すべてでございます。上限時間の性質についてでございますが、指針では超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む在校等時間について上限時間等を示しております。上限時間につきましては、1カ月の在校等時間について超過勤務45時間以内、1年間の在校等時間について超過勤務360時間以内、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は1カ月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内となります。ここにあります超過勤務の何時間以内の以内でございますが、こちらにおきましては、教育委員会の規則を改正する場合に改正例が国から示されておりますので、そちらには以内が記載されていないことから、取手市の規則でもこちらは含めない形をとっております。

最後に6ページの教育委員会が講ずべき措置としまして、本指針を参考にしながら教育委員会の規則において定めるものとございますので、今回、第23条の2で定めたものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

規則の改正については御異議ございません。1つお伺いしたいのが、先ほどお示しいただいた参考資料の6ページ、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置の(2)として、ICTの活用やタイムカード等により教職員の在校している時間を客観的に計測ということで、取手市でも昨年度からタイムカードが導入されております。そちらの計測がもう1年過ぎましたので、データとしてまとまっているところかと思えます。本日の定例会という形ではなくて結構ですので、その客観的データをお示しいただいて、取手市の先生方の超過勤務の現状と、また検討できる機会を設けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○学務給食課長

昨年度のデータにつきましては、昨年5月から校務支援システムで時間を管理しておりますが、昨年のデータにつきましては5月からでございます。ただ、今年度につきましては、まだ全部まとまっておりませんので、そちらがまとまり次第、教育委員の皆様にはお示ししたいなと思えます。

○教育長

よろしいですか。ほかにごございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 12 号、取手市立学校等給食費取扱規則の全部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

議案第 12 号、取手市立学校等給食費取扱規則の全部を改正する規則について、重要な部分を御説明させていただきます。提案理由でございますが、取手市立学校等給食費取扱規則について、適正な債権管理を図るとともに、これまで学校長に委任していた学校等給食費の徴収事務を令和 2 年度から市が徴収するように改めるため、本規則の全部を改正するものでございます。

まず初めに規則の名称でございますが、「取手市立学校等給食費取扱規則」を「取手市立学校等給食費徴収規則」に変更します。第 5 条の学校等給食の申込みについてでございますが、これまで保護者等の方から申込書をいただいておりますでしたが、市の債権管理条例が制定され、適正な債権管理を進めていく上で保護者等の方に給食の同意をいただいた上で申込みをいただき、市と保護者等の間において契約行為を明確にすることが必要と考え、条文として明記したところでございます。様式につきましては、保護者用が 5 ページに、教職員等用が 6 ページに記載してあるとおりになります。

次に、3 ページの第 7 条の学校等給食費の免除についてでございますが、こちらにつきましては、藤代幼稚園の給食費について規定しております。幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月から実施されたことに伴いまして、給食費の副食費につきましても、市町村民税の所得割合計額が 7 万 7,101 円未満の世帯と、年収にかかわらず小学 3 年生までを第 1 子としてカウントし、第 3 子以降が在園している世帯を無償化の対象としていることから、新たにこの条文を設けたものでございます。副食費の出し方につきましては、第 3 条第 3 項にございますとおり、まず主食費を計算しまして、月額給食費から主食費を差し引いて得た額としております。

続きまして、第 10 条の学校等給食費の徴収方法についてでございますが、給食費の徴収につきましては、今まで各学校において学校経費とあわせて保護者から徴収した金額のうち、給食費を市に納入していただいております。それを市の債権管理条例や教職員の働き方改革などの関係から、令和 2 年 4 月より、学校給食管理システムを新たに導入しまして、教育委員会において債権の適正管理と教職員の負担軽減を図るため、直接、保護者口座から給食費を徴収する方法に改めるため、条文に含めております。第 10 条とあわせまして、11 条では、各学校においてまちまちであった学校等給食費の納入期限を市教育委員会で一括に管理することから、新たに明記しました。また、第 12 条におきましても、保護者が学校等給食費を納入しない場合、学校で郵送や電話で行っていた督促事務を、今後は教育委員会において実施していくことに改めるために明記したものでございます。

なお、この規則についてでございますが、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○石隈委員

教職員の働き方改革に伴って、この学校等給食費の徴収事務が市に移るということは、とてもいいことだと思います。それに関連して今、学校で徴収事務を行っているものがほかにありますか。もしあったら教えていただいて、なるべくそういうのは減らしていくのがいいと思っております。

○学務給食課長

そうですね、学校では児童生徒さんがお使いになる教材費であったり、それ以外にPTA活動のためのPTA会費だったり、そういったものを引き落とししております。

○石隈委員

では、徴収としては、これが一番多かったということですね。

○学務給食課長

金額に関しましてはそうですね、学校給食費が大きかったわけでございます。

○石隈委員

業務的にも。

○学務給食課長

そうですね、先生たちの業務的には、学校給食費に関しましては、極端に言いますと毎月発生するものでございますので、学校経費につきましては毎月ではなく、学校によって分けて、何カ月に1回というような形で引き落とししているような学校もございますので、一番の負担となるのは学校給食費の引き落としであり、また、それに伴いまして未納者への督促事務、そういったものが先生たちにとっては負担だったのかなと思っております。

○石隈委員

ありがとうございます。今後、市で一括して徴収事務が行われるもので、金額が学校ごとに変わらないものが、こういうシステムを検討するということですね。

○学務給食課長

今、学校で引いております教材費等の引き落としにつきましても、いずれ教育委員会でできるようになれば、先生たちの負担も軽減できるのではないかと考えております。それがいつできるかどうか、そこはもう少し検討していきたいと考えております。

○石隈委員

ありがとうございます。

○櫻井委員

給食費の取扱事務のことではないんですけど、この給食費が口座振替になったということで、各学校で地域の方との交流事業で給食を提供するような場合もあると思います。そのような場合の料金の徴収は、どのような形になりますか。

○学務給食課長

いわゆる月額ではなく単発の給食費なのかなとは思いますが、今までと同じように、学校のほうでその食数分を集めていただきまして、納入通知書によって市に納めていただくような形になります。

○櫻井委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 12 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 12 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 13 号，取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については，議案第 17 号，取手市学校連携支援員設置要綱についてと内容に関連がございますので，一括して議題といたします。

両議案についての説明を求めます。浅野指導課長お願いします。

○指導課長

それでは，説明させていただきます。こちらの 13，17 という議案番号の順番がついておりますが，説明する上で 17 号を先に御説明したほうがよろしいかと思っておりますので，そちらを先に御説明させていただきます。

議案第 17 号，取手市学校連携支援員設置要綱について，別紙のとおり制定するという形で，提案の理由は，取手市学校連携支援員設置要綱については，取手市立小学校及び中学校における教育相談体制の充実及び強化を図ることを目的に，取手市教育総合支援センターに新たに学校連携支援員を置くために制定するものだという形になっております。こちらにつきましては，さきの 1 月 18 日に市のいじめ問題専門委員会から出されました再発防止策の提言，こちらを着実に実行するために必要な教育総合支援センターの拡充，さらには平成 31 年 3 月 20 日に県よりいただきました調査報告書，こちらにも学校との連携についての課題等が示されていたことから，学校との連携を充実させるために，この学校連携支援員を置くという形になっております。

17 号の次のページをお開きください。こちらに，取手市学校連携支援員設置要綱をお示しさせていただいております。趣旨としましては，この要綱は，取手市教育委員会が取手市立小学校及び中学校における教育相談体制の充実及び強化を図るため設置する学校連携支援に関し，必要な事項を定めるものとしております。配置は，先ほどもお話ししましたとおり，取手市教育総合支援センターに置きます。

職務としましては，学校連携支援員は，次に掲げる職務を行うということで，まず第 1 に，学校の抱える問題の解決に向けての相談及び援助指導ということで，学校と市教育委員会，教育総合支援センターが連携をしながら，解決に向けての相談及び援助指導を行うということになっています。2 つ目としましては，いじめ等その他教育に関する相談及び支援。3 つ目，いじめ等に関する調査及び研究。4 番，教職員の研修に関する業務。5 番としましては，各号に掲げるもののほか，教育上の問題に関する相談及び援助指導という形になっております。

服務としましては、学校連携支援員は職務の遂行に当たっては、法令、条例、教育委員会規則その他の規則に従うとともに、常に児童生徒の将来を考慮し、その人権を尊重するものとするという形で、人権も加えさせていただいております。また、学校連携支援員は、学校をはじめ児童福祉、人権擁護、警察等の関係機関との連携に努めなければならない。そして3つ目、学校連携支援員は、職務の遂行に当たり、その職の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならないという形で示させていただいております。また、第5条には守秘義務としまして、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とするというふうに書かせていただいております。この守秘義務に関しましては、今後、石隈委員からも御指摘がありました、集団守秘義務等のことに関しても、また別に考えて定めていきたいというふうに考えております。

第6条に関しましては、勤務に関すること、勤務計画にかかることということで進めさせていただいております。このような形で、学校連携支援員を新たに教育総合支援センターに設置する上で設置要綱を定めさせていただきたいと、議案第17号で議案を提案させていただきました。

そして、この学校連携支援員を教育総合支援センターに設置するに当たりまして、議案第13号、取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する必要性が出てまいりました。そこで、次のページをご覧ください。第13号の次のページになります。こちらに改正前、改正後と示されている設置及び管理に関する条例施行規則がございます。改正前には学校連携支援員が入っておりません。また、教育相談員に関しまして、既に教育相談員は配置されているのですが、抜けている部分があったことから、今回、教育総合支援センターにいる職員、こちらに関するものを網羅する形で、学校連携支援員及び教育相談員という項目を職務の中に付けさせていただいているところでございます。それに従って、こちらは変更が起きているために、今回、こちらを改正するように議案を出させていただきました。以上でございます。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。2点あります。1つは、第17号の学校連携支援員設置要綱第3条を見ると、教育相談員と役割が重なるところも多々あると思うんですけども、これの異なるところとか、強調するところを教えてください。1つと、それから教育連携支援員はどういう方をもって充てるか、あるいは雇用初期の研修等について計画されていることがあったら教えてください。

○指導課長

教育相談員と学校連携支援員の大きな違いとしましては、教育相談員は個々の相談を受けて、それに対して保護者に寄り添って相談を進めていくという形、また、あわせて適応指導教室、そちらの指導員という形で適応指導教室の指導を行っております。学校連携支援員に関しましては、これは学校からの相談、保護者や児童生徒からの相談も受け、それについて学校と連携していくことも行いますが、この学校と連携して、その学校の課題又は学校の悩み等を受けとめて、その指導、援助に当たるといのが、この学校連携支援員の大きな役割となっております。あわせ

て、ここにも書かれているとおり、教職員の研修などにも参加し、指導、助言に当たるといふ役割も持っております。まず1つ目がそちらになります。

続いて2つ目、こちらの学校連携支援員になる方のお話ですけども、こちらに関しましては、今回3名の方を予定しております。このうち2名に関しましては、学校の校長先生を経験した方で、学校経営の問題点等に適切に指導、助言ができる方を選定して充てることとしております。もうお一人に関しましては、市の再任用の職員になりますけれども、こちらに関しても市役所の福祉部や、そういう関係機関との連携のある方を充てまして、教育総合支援センター内で連携というものが、これは学校との連携だけでなく、その他の機関との連携もできるような体制を整えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○石隈委員

ありがとうございます。研修等については、いかがでしょうか。

○指導課長

こちらの方々の研修、3名の方に研修にかかわる内容でよろしいでしょうか。

○石隈委員

はい。

○指導課長

こちらの方々、今も現役でこのセンターに勤務されている方、学校の校長先生を退職された方については来年も引き続きやる予定になっているところなんですけど、今回、センターにスクールカウンセラー・スーパーバイザー、こちらの方が2名勤務することになっております。その方々から適切に助言、指導を受けるということで、OJT的な研修を受けて、実際に学校に行って、その方々から受けたことを伝えていくという形をとっていきたいというふうに考えております。

○石隈委員

わかりました。ぜひお願いします。というのは、釈迦に説法ですけど、優秀な校長先生経験者に来ていただいて、とてもありがたいんですけど、やはり校長先生はマネジメントの専門家で、監督して責任を負う立場で学、校連携支援員というのはコンサルタントで、責任は各学校が持つんですけども。少し距離を置いて専門的に助言するというので、これは知識的には重なるところがあるんですけど、技術的には重ならないところが結構多いので、東京都の区なんかは、そちらは教育相談員で管理職経験者の方で、その辺を上手にやる場合と、なかなかなれるのに時間がかかる場合がありますので、そこは少しOJTと同時に、最初1日ぐらい先生方から少し確認研修をされたらというのが提案です。

○教育長

その辺については、専門委員会からも、問題点といいますか課題ということで提出されておりました。今年度中に、この新しい施策の段階で、先進学校とか先進行政体を見学したときに、教育総合支援センターに現在いらっしゃる方も行っているの、連携支援員に今度なる方もいらっしゃるの、そういった意識面とか具体的なものについては、素地はありますけれども、新たにまた委員から出ましたので、それについては十分留意してまいりたいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。

それでは，議案第 13 号と議案第 17 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。まず，議案第 13 号，取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 13 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて，議案第 17 号，取手市学校連携支援員設置要綱については，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

こちらについても御異議なしと認めます。よって，議案第 17 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて，議案第 14 号，取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。石塚教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

議案第 14 号，取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することにつきまして，御説明申し上げます。提案理由としましては，取手市奨学金貸付条例施行規則で定める取手市奨学金審査会の委員から，取手市教育委員会の教育長に対する事務委任規則により，取手市奨学生の決定の事務委任を受けている教育長を除くことにより，奨学生の選定における公平性を確保するものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則で，表の右側が改正前，左側が改正後となります。第 6 条，奨学生審査会の組織，第 1 項第 1 号で掲げる「教育長」を削除し，第 2 号から第 7 号を第 1 号から第 6 号に繰り上げます。なお，付則としまして，この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。説明は以上となります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 14 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 15 号，取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については，議案第 20 号，取手市放課後児童支援員服務規程の一部を改正する訓令についてと内容に関連がございますので，一括して議題といた

します。

議案第 15 号と議案第 20 号についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いいたします。

○スポーツ生涯学習課長

それでは、議案第 15 号及び議案第 20 号を一括いたしまして御説明させていただきます。議案第 15 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり改正するものでございます。4 ページをごらんください。一番後ろのページなんですけれども、こちらに付則がございます。この第 2 条、職員に関する経過措置、それからこの部分に、この条例の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日の間、第 10 条 3 項の規定の適用について、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（令和 2 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とすると記載されておりますが、これにつきましては、これまで取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の付則第 2 条の経過措置の規定なんですけど、県知事、それから政令指定都市の長が行う認定資格研修の未修了者につきましても、経過措置として支援員として扱っていいですよということになっていたものが、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了することにより、本規則の用語の整理を図るものでございます。

次に、議案第 15 号の 3 ページ、参考資料をご覧ください。取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第 10 条第 3 項の規定で、職員について、放課後児童支援員というのは、次の号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとなっておりますが、4 ページの先ほどのところにあったとおり経過措置を設けていたことにより、経過措置期間が終了するため、改めて支援員と、認定資格研修を修了していない者を補助員と区分するものでございます。これにより、議案第 15 号の 1 ページに戻っていただきたいんですが、右側が改正前、左が改正後となっておりますが、こちら用語の整理としまして、これまで「支援員」となっていたところを「支援員等」、それから改正後のほうの第 5 条第 2 項、第 3 項におきまして、「放課後児童支援員は」と第 2 項のところでも明確に支援員として、第 3 項のところでも「補助員は」ということで明確に区分しております。補助員の業務内容についても、ここで第 3 項で「放課後児童支援員を補助するものとする。」としております。それから、第 4 項についても用語の整理として支援員、補助員を「支援員等」と表しております。それから、第 5 項につきましては、この後ご説明させていただきますが、初めに戻りまして 1 ページの第 2 条第 1 項のところなんですけど「第 4 条第 1 項各号」と改正後はなっておりますが、これにつきましてははもともと第 1 項第 2 号がございましたが、ここで第 1 項という文言が欠けていたところを訂正をかけるものでございます。

続きまして、議案第 20 号、取手市放課後児童支援員服務規程の一部を改正する訓令について、御説明させていただきます。まず、名称の変更としまして、改正前 1 ページをごらんいただきたいんですが、右側、改正前では「取手市放課後児童支援員服務規程」となっておりましたが、左側、改正後につきましては「取手市放課後児童支援員等服務規程」ということで、文言を変えてございます。それから、第 1 条の改正前「放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の服務に関し基本的事項」を改正後「放課後児童支援員及び放課後児童支援員を補助する補助員（以下

「支援員等」という。)の服務に関し、必要な事項」に、以下、改正前「支援員」を改正後「支援員等」に改正するものでございます。

次に、3条見出しにつきましてなんですが、「勤務体制」とございますが、こちらを改正後「勤務日」に変更させていただきます。また、この第3条第1項につきまして、服務規程に規定するのが相応しくないため、先ほどの議案第15号の1ページ、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第5項、こちらに規定するものでございます。次に議案第20号に戻りまして、1ページの改正前の第3条第2項「支援員の勤務ローテーションについては、支援員に係る任用通知に定める勤務日数とし、各施設において調整するものとする。」となっておりますが、改正後第3条第1項「支援員等の勤務日は、各子どもクラブの状況等を勘案し、教育委員会が別に定めるものとする。」に改正を行います。同条第3項「教育長は、特に必要と認めるときは、支援員の加配を行うものとする。」は削除いたします。第4条中の改正は、用語の整理になってございます。

次に、2ページの改正前、第9条の賃金、及び3ページの第12条の年次休暇及び特別休暇につきましては、このたび放課後子どもクラブの支援員、補助員につきましては、会計年度任用職員に移行することから削除することといたします。これに伴いまして、改正前第10条が改正後第9条に、改正前第11条が改正後第10条に、改正前第13条が改正後第11条に、改正前第14条が改正後第12条に、それぞれ条を繰り上げることとなります。改正前第13条につきましては、会計年度任用職員に移行されることから、一般職の職員の服務規程を準用することとなります。付則としまして、この規則は令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上となります。

○教育長

それでは、議案第15号と20号の説明は以上でございます。

両件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○猪瀬委員

指導員さんの人数が取手市は少ないとお聞きしたりしたんですけど、この40名以下となっていて、もし支援員さん等がふえた場合には、その編制というか人数割というのは変更あるのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。現在、令和2年2月25日現在の放課後子どもクラブの支援員の人数が97名となっております。このうち認定資格研修を修了したものが令和2年2月25日現在で67名が修了しており、現在の修了率が69.07%となっております。本来であれば現在97名いる支援員が、プラス4名必要ということで、現在は3月中につきましては、民間の人材派遣の支援員を利用して運営を行っております。今後、支援員の数を増やすために、これまでと同様に人材募集の広報等を行っていくようになるんですが、人材が増えた場合には加配が必要な児童が在籍する子どもクラブに配置を考えております。以上です。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第 10 号と議案第 20 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、議案第 15 号、取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 20 号、取手市放課後児童支援員服務規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 16 号、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。大手教育次長兼図書館課長お願いします。

○教育次長兼図書館課長

それでは、議案第 16 号、取手市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

提案理由としては、茨城県が取り組む性的マイノリティー支援の支援策の中で、県が求める市の役割の 1 つとして挙げられた申請書等の性別記載等の見直しを実施し、取手市立図書館利用カード申込書の様式を変更するため、本規則の一部を改正するものです。

まず、資料 4 ページの参考資料をご覧ください。こちらが現在、図書館の利用登録を受け付ける際に使用している利用カード申込書の様式になります。こちらは性別欄が記載されておりますが、2 ページの資料をご覧くださいませでしょうか。こちらが本規則の改正後の利用カード申込書になります。ご覧のとおり性別欄の記載を削除しております。また、今回の規則の改正を機会に、現在は学校と市立図書館の連携事業の関係で、通常の利用者 ID とは別に学校カード ID の欄を設けるなど、実際の管理運営に適した形に様式を変更させていただいております。簡単ですが、説明は以上です。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

○猪瀬委員

これは図書館以外とか、市でこういう取り組みというか、全体的にこういう変更があるということなんでしょうか。

○教育次長兼図書館課長

今、猪瀬委員がおっしゃったとおりに、これは図書館だけではなくて、市の組織全体で県の協力依頼を受けて取り組んでいる内容です。教育委員会としては、たま

たま図書館の申請書が該当しましたので、今回の定例会で提案させていただいたものです。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

議案第18号、取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱等を廃止する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

それでは、議案第18号、取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱等を廃止する要綱について御説明いたします。

提案理由としましては、幼児教育・保育無償化の実施及びつつみ幼稚園の新制度移行等により要綱を廃止するものでございます。今回の関係要綱の廃止に関しましては、先ほど議案第10号の事務局組織規則の一部を改正する規則でも説明がありましたとおり、私立幼稚園の振興に関するものでございます。このうち、市内の私立幼稚園で、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けていない幼稚園、いわゆる新制度に移行していない幼稚園はつつみ幼稚園がございまして、その幼稚園が令和2年4月から、今度の4月から確認を受ける幼稚園、新制度に移行することから6つの補助要綱が対象外となります。

また、取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱と取手市私立幼稚園児保育料補助要綱につきましては、市内に住所を有する園児が市内・市外を問わず確認を受けていない私立幼稚園に通園していた場合に、保護者の経済的負担の軽減を図る目的から補助を出している制度でございましたが、令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことを受けまして、令和元年10月から幼児教育の無償化が実施され、保護者が保育料を支払うことがなくなったものから廃止するものでございます。

一番最後に6番としまして、取手市私立幼稚園児災害共済掛金補助金交付要綱につきましては、市内に住所を有する園児が市内外の確認を受けていない私立幼稚園にしていた場合に補助金を交付しておりましたが、市内のつつみ幼稚園は確認を受ける幼稚園に移行すること、また市外を見た場合なんです、子育て支援課では市外の保育所には補助金を出していないことや、他市ではこういった補助制度がないことから見直しを行いまして、廃止するものでございます。以上で説明を終わります。

○教育長

説明は以上です。

本件についての質疑、御意見がございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

今の御説明で、最後のところ私立幼稚園児災害共済掛金補助金なんですが、こちら現在のところ、それを補助金の申請交付を受けている御家庭はあるのでしょうか。

○学務給食課長

ございます。申し訳ございません、数字が手元になくて。市内1園，市外6園，計7園でして、だいたい50くらいだったと思います。それで、補助額が1人に対して135円になりますので、それほどの金額ではなかったと思います。申しわけございません，お調べしまして後でお知らせします。

○櫻井委員

数は概数で結構なんですが，今回それを廃止するというので，今現在その交付を受けている御家庭に関してはどのようにされますか。

○学務給食課長

つつみ幼稚園を合わせますと170くらいだったと思うんですけど，つつみ自体が4月以降こちらの該当にはなりませんので，それで残り30くらいだったと思います。それで今，市外の幼稚園に通っている方につきましては，幼稚園に制度の概要等を御説明しまして，今までそういった補助をいただいていたんですが，自分の市町村ではそういった補助がないので，取手市から来てる方だけ補助をもらうということだと，園児で差が出てしまうので，そちらの廃止に関してましては特に問題はないということでお話をいただいております。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第19号，いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会取手市実行委員会運営事業交付金交付要綱を廃止する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

議案第19号，いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会取手市実行委員会運営事業交付金交付要綱の廃止について御説明をさせていただきます。

令和元年に，当市におきまして45年ぶり2回目の茨城国体を開催いたしました。平成29年から国体開催に向けて市では準備を進めてまいりましたが，市より交付金を受けるための要綱をこの際に制定しておりまして，昨年，国体が終了したことを受けて，その要綱を廃止するものでございます。なお，年度末まで業務のほうは継続しますので，要綱の施行日につきましては，令和2年4月1日となります。説明

は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 19 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 19 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 21 号，取手市教育委員会職員等駐車場使用に関する取扱基準の一部を改正する基準についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。石塚教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

議案第 21 号，取手市教育委員会職員等駐車場使用に関する取扱基準の一部を改正する基準について，御説明申し上げます。提案理由としましては，地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員制度への移行により，取手市一般職の非常勤職員及び臨時職員の任用に関する要綱が廃止され，新たに取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたため，同要綱を引用する本基準の所要の整備を行うものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。表の右側が改正前，左側が改正後となります。第 2 条第 2 号ですが，こちらは現在，「勤務時間又は勤務日数が社会保険の認定基準」という形で明記されておりますが，こちらをよりわかりやすくするため「1 週間の勤務時間が 29 時間以下のもの」という形で改めます。また，アのところの「取手市一般職の非常勤職員及び臨時職員の任用等に関する要綱」，こちらを新たに制定されました「取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改めるものでございます。なお，この基準は令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。説明は以上となります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 21 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 21 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 22 号，取手市立中学校に係る運動部活動の活動方針の廃止及び取手市立中学校に係る部活動の活動方針の策定についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

議案第 22 号，取手市立中学校に係る運動部活動の活動方針の廃止及び取手市立中学校に係る部活動の活動方針の策定について，提案させていただきます。

こちらにつきましては，昨年度ですので平成 30 年になりますが，取手市立中学校に係る運動部活動の活動方針について，取手市教育委員会で策定させていただきました。運動部活動及び文化部の活動について規定した運動部活動の活動方針を，市町村教育委員会及び学校において策定するという文部科学省，文化庁及び県教育委員会の方針に対応するため，この運動部活動の方針を廃止いたしまして，新たに取手市立中学校に係る部活動の活動方針という形で策定させていただきます。

次の 1 ページをめくってください。こちらのほうにつきまして，策定の流れということで，これまでの策定の流れを書かせていただきました。先ほどお話ししましたように，平成 30 年 8 月に運動部活動の方針の策定検討を行いました。そして，30 年 10 月からは各中学校において，各中学校の運動部活動の活動方針を策定，運用しております。さらに，県から文化部活動の方針というのがその後出されまして，令和元年 7 月に県で文化部も加えた部活等の活動方針の策定の通知という形で出されているところでございます。

取手市の元の運動部活動の活動方針の中にも，付則という形で運動部活動の活動方針に文化部も準ずるといふ付則をつけて，取手市では，その中で運動部活動と同様の基準の中で活動を今まで続けておりましたが，今回新たにそちらをまとめた部活動の方針という形で出させていただきますということで，こちら次のページをめくっていただきますと，取手市立中学校に係る部活動の方針（案）という形でつくらせていただきました。この中身を見ますと，赤字の部分が主な修正点という形で示させていただいております。どのような形で変わっているかといいますと，まず部活動というところは，これまでは運動部活動という形でした。そちらを両方合わせまして部活動という形にさせていただいております。さらに，こちら県の基本方針の中で，文化部について特記されている部分を取手市の中にも追記させていただきまして，赤字の部分をつくっております。そういう形で，このガイドラインが運動部活動だけでなく，文化部の部活動にも運用できるような形で，策定させていただく案をつくらせていただきました。

こちら，今後は取手市のガイドラインというか方針という形で出させていただいて，各学校においても，これをもとに各学校の部活動の方針というのを策定していただくというような流れになっております。以上でございます。

○教育長

少しページをめくっていただいて，もう少し説明を。

○指導課長

文言の部分を一番多く赤字でいじっているところなんですけれども，これまで運動部活動の顧問とか，運動部活動とか，そういう形で運動がついていた部分を全部部活動という形に直させていただきます。また，どうしても運動部活動の説明の中では，その運動の競技大会というようなことが出てくるため，それだけではなく文化活動にかかわる各分野のという形で，文化部の大会的なものも含むような

形で書かせていただいているものでございます。

○教育長

単純な置きかえばかりじゃなくて、例えば 11 ページに小学校段階の問題について補足されていたりとか、あとは実態等が新しいデータをもとにして入ったりするので、方向性そのものは大きく変わるものではないんですけども、新たに追記されているものがありますので、御確認をしていただけるとありがたいと思います。

○石隈委員

1 つよろしいですか。これはとてもいいことで単純な質問なんですけど、取手市の中学校部活の参加率というのは、どのくらいか。もしわかれば。

○指導課長

申し訳ございません。参加率については、今ここで確認することができませんので、また調べて後でお知らせしたいと思います。

○石隈委員

お願いします。

○教育長

そのほかございましたらお願いします。

○櫻井委員

今の御説明を受けて、また取手市の中学校に係る部活動の活動方針案と、茨城県の運営方針と見比べながら拝聴させていただきましたが、ほぼほぼ県の運営方針にのっとった取手市の部活動の活動方針ということでよろしいかと思います。その中で、県の運営方針と大きくと違いますか違うところ、取手市オリジナル的なものとしては、適切な休養日等の設定のところ、県には見られない朝の活動に関する文言、あるいは原則として朝の活動を行わないこととする、あと活動時間等の具体的な設定かと思われそうですが、石隈委員の質問にもありました、部活動の加入率とあわせて、こちらが始まったのが平成 30 年 8 月から、時間的な制約もそのときから始まったと思います。その平成 30 年 8 月から、この運動部活動に関して、時間的な制約を設けてから現在に至るまで変化のようなものがもし何か見られましたら、それもあわせて、今回ではなく別の定例会のときにでも御提示いただきたいと思います。

○指導課長

そちらもあわせて別の会議でということですので、お知らせしたいと思いますが、その中で学校の先生から聞いたお話をさせていただくと、先ほどおっしゃられた、部活動の方針の活動時間の部分、こちらできちんと活動時間を決めて活動するようになってから、勤務時間がきちんと守られるようになってきたというような、働き方改革の部分でのプラスの御意見等もいただくようになってきていることを御報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○猪瀬委員

6 の学校単位で参加する大会等の見直しなんですけど、今までは目安 16 だったのが 12 というのは、何か目安みたいなのはあったんでしょうか。

○指導課長

こちらに関しましては、当初、16 という目安を立てて、こちらは一番大きい、数の多い学校ということで当初そろえました。ただ、県からも、こちらの 16 というのはかなり多いのではないかという御指摘もいただき、協議の上で 12 という形で今回は出させていただいております。以上です。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 22 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 22 号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第 23 号，取手市学校医の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

議案第 23 号，取手市学校医の委嘱について，御説明させていただきます。この後，24 号につきましては学校歯科医，25 号につきましては学校薬剤師の委嘱なんですけど，委嘱の流れは一緒でございますので，まずそちらの流れについて御説明させていただきますしたいと思います。

こちら 23 号を使いまして御説明させていただきます。4 ページ目の参考資料をご覧ください。学校保健安全法第 23 条を記載しておりますが，こちらの第 1 項に，学校医を置くものとする。第 2 項には，学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。第 3 項には，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師は，それぞれ医師，歯科医師又は薬剤師のうちから，任命し，又は委嘱すると規定されております。委嘱に当たりましては，同じく議案第 23 号の 5 ページ目，取手市立学校管理規則第 18 条，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師は，教育委員会が，校長の意見を聞いて，これを委嘱するとございますように，同じ流れで委嘱している状況でございます。

それでは 23 号，取手市学校医の委嘱について，御説明いたします。提案理由としましては，取手市立高井小学校の児童数が令和 2 年度には増加することが見込まれることから，新たに 1 名の学校医を委嘱するものでございます。学校医につきましては，公益社団法人取手医師会に推薦をお願いしている状況でございますが，今回につきましても同様に推薦依頼をしましたところ，3 ページにありますように眞壁文敏医師の推薦がございました。そのため，対象学校長の意見を聴取しましたところ，異議はございませんでしたので令和 3 年 3 月 31 日まで委嘱するものでございます。なお，眞壁医師を加えた 4 月からの新たな学校医につきましては，1 ページのとおりになります。まず，23 号につきましては以上になります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

シンプルな質問なんですけど，学校医に関しては何科の先生というのは問わないものなのでしょうか。

○学務給食課長

そうですね、特には問いません。名簿をご覧になって、眼科医とかもいらっしゃるのを見て、そのような御質問なのかなと思うんですが、こちらは医師会に推薦依頼をしまして、それでこういった形で上がってきた状況でございまして、できれば内科を希望はしているんですが、なかなか医師の数も限りがございますので、こういった形で上がっているような状況です。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

議案第24号、取手市学校歯科医の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

議案第24号、取手市学校歯科医の委嘱について御説明いたします。提案理由につきましては、学校医と同様に高井小学校の令和2年度の児童数が増加することが見込まれていることから、新たにもう1名の学校歯科医を令和3年3月31日までの1年間、委嘱するものでございます。また、取手市立取手西小学校の学校歯科医である渡邊正浩歯科医から、6ページにございますように令和2年1月15日に一身上の都合により、令和2年3月31日をもって学校歯科医を辞職したい旨の届け出がございました。このため2名分の学校歯科医について、取手歯科医師会に推薦を依頼しましたところ、3ページと5ページにございますとおり、高井小学校が橋中健彦歯科医師、取手西小学校が堤浩一郎歯科医師の推薦がございました。そのため、それぞれの学校長に意見を聴取しましたところ、異議はございませんとの回答をいただいておりますので、令和3年3月31日まで委嘱するものでございます。お二人を含めた4月からの新たな学校歯科医につきましては、1ページのとおりになります。以上になります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり決定いたしました。
議案第 25 号、取手市学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。
本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

議案第 25 号、取手市学校薬剤師の委嘱についてでございます。

提案理由につきましては、取手市立戸頭中学校の学校薬剤師であります関根喜美子学校薬剤師から、4 ページにございますとおり令和 2 年 3 月 11 日に一身上の都合により令和 2 年 3 月 31 日をもって学校薬剤師を辞退したい旨の届け出がございました。このため、後任の学校薬剤師につきましては、取手市立学校薬剤師会に推薦依頼しましたところ、3 ページにございますとおり、永野智久薬剤師の推薦がございました。そのため、学校長に意見聴取しましたところ、異議はありませんとの回答をいただいておりますので、残任期間の令和 3 年 3 月 31 日まで委嘱するものでございます。

関根喜美子学校薬剤師でございますが、高井小学校と永山中学校の学校薬剤師も兼務しておりますが、こちらの 2 校につきましては引き続き任期満了の令和 3 年 3 月 31 日まで担っていただける予定になっております。4 月からの新たな学校薬剤師につきましては、1 ページのとおりになります。以上になります。

○教育長

本件についての説明は以上です。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 25 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 25 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 26 号、取手市青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

議案第 26 号、取手市青少年相談員の委嘱について、御説明申し上げます。

取手市青少年相談員は、青少年の健全育成及び非行防止に資するために街頭指導などを行うとともに、各種健全育成事業に従事をお願いするものでございます。現在、青少年相談員は、市内を 7 地区に分けて、1 地区 8 名体制で活動を行ってございます。しかしながら、中部地区は平成 31 年 4 月から 2 名欠員となっております。令和 2 年 4 月 1 日付けで新たに取手市井野台三丁目の大曾根豊樹氏を委嘱するものでございます。説明は以上となります。

○教育長

本件についての説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 26 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 26 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 27 号，取手市立体育施設運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いいたします。

○スポーツ生涯学習課長

議案第 27 号，取手市立体育施設運営委員会委員の委嘱について，御説明を申し上げます。

取手市立体育施設運営委員につきましては，体育施設の適正な運営を図り，スポーツ及びレクリエーションの振興のために指導並びに助言を行うものとされておりまして，そのメンバーに関しましては，社会教育関係団体の代表，体育施設の利用者代表及び指導員，学識経験を有する者とされております。これまでの任期が平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期となっており，9 名の方に委員を委嘱しておりましたが，令和 2 年 3 月 31 日をもちまして任期満了を迎えることから，新たに 1 ページにございます 8 名の委員に取手市立体育施設運営委員会委員を委嘱するものでございます。

なお，昨年度まで 9 名いた委員のお一人の方が，委員の継続を辞退ということでお話をいただきましたので，人数が 8 名に減となっております。またナンバー 2 の久下沼氏につきましては，前任者の方が年度途中で不在となったために，現在の取手市スポーツ少年団本部長でございます久下沼氏を後任として新たに委嘱するものでございます。説明は以上となります。

○教育長

本件についての説明は以上です。

質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 27 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 27 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 28 号，取手市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

議案第 28 号，取手市スポーツ推進委員の委嘱について，御説明させていただきます。2 ページをご覧くださいなのですが，参考資料としまして，取手市スポーツ推進委員の職務内容等ということで，根拠法令でありますスポーツ基本法を記載させていただいております。第 2 項に，スポーツ推進委員の職務が書かれております

が、市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとするとなっております。これまでの任期が令和2年3月31日で2年間の任期が満了となることから、今回新たに1ページにございます22名の委員を委嘱するものでございます。なお、ナンバー20から22番までの委員の方につきましては、新規での委嘱ということになっております。説明は以上となります。

○教育長

説明は以上です。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○石隈委員

小さい質問なんですけど、在任年数というのは、例えば1番の方は40年——年齢が40なのかなと思って。40年間もやっていらっしゃるということですか。すみません、隣が生年月日かと思ったら就任の年ですね。失礼しました。では、かなりベテランの方がたくさん支えてされてくださってるということで、すごいですね。

○教育長

スポーツ推進員ばかりではなくて、競技団体そのものが指導者の後任の方がなかなか見つからなくて、高齢化しています。スポーツだけじゃないんですけど。ただ、お元気でこういった市のスポーツの大会にも協力していただいているので、非常にありがたいですね。

ほかにごございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第29号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を石塚教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

議案第29号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱についてを御説明いたします。

文化財保護審議会につきましては、文化財の保存及び活用に関する重要事項につきまして調査審議をするため、取手市文化財保護審議会条例に基づき設置してございます。文化財保護審議会の委員の任期が令和2年3月31日をもって満了となるため、次ページの8名の方を今回委嘱するものです。文化財保護審議会条例第4条により、委員は文化財に関して優れた識見を有する者を委嘱することになってございますので、この8名の方は全て学識経験のある方々となります。今回、委嘱を予定しております8名のうち7名の方は前回からの継続の委嘱となります。

今回、新たに委嘱をさせていただきますのは、表の一番下、8番目の日塔和彦氏

となります。日塔氏は建造物，特に茅屋根の保存技術を研究テーマにされている方で，文化庁文化財保護部建造物課や，国宝や国指定文化財の修理工事の設計や工事監理を行うための財団法人でございます文化財建造物保存技術協会に在籍をされていた方で，退職後は東京藝術大学や筑波大学などで客員教授などとして教鞭をとられております。現在は，茨城県文化財保護審議会委員や，千葉市，千葉県の多数の市で文化財保護審議会委員をされてございます。取手市では今年，本陣主屋の茅屋根の保存修理を行ったところでございますが，そちらの工事につきましても指導者としてお願いをされている方でございます。取手市内，本陣ばかりでなく国指定の三仏堂とか茅屋根等の建造物が多いところもございまして，この方につきましても文化財の保護活用に大いに御協力いただける方と考え，今回委嘱をお願いするものでございます。説明は以上となります。

○教育長

本件についての説明は以上です。

質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

委嘱については特にございません。審議会条例の第3条，審議会委員13人以内で組織するようになっていて，現在のところは8名の方が委嘱されておりますが，人数的なものについては今後ふやしていく方向でしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

条例で13名以内となっておりますので，できればそちらのほうに近づけていきたいとは思いますが，この学識経験者というところで人材がなかなか見つからない状況でして，今回も1名の方が退任をするというお話がございまして，最低でも8名ぐらいは確保したいというところで，今回，委嘱をお願いしたところでございます。今後はもっと人数をふやしていく努力をしてまいりたいと考えてございます。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第30号，取手市立公民館長の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。丸山公民館課長お願いします。

○公民館課長

議案第30号，取手市立公民館長の任命についてでございます。

提案理由は，下段にありますように社会教育法第28条に基づき，取手市立公民館館長を教育委員会が任命をするものでございます。ページをめくっていただきまし

て、1ページに4館の館長の案がございます。現時点で、地元地区の市政協力員から推薦を受けました館長について任命をするものでございます。なお、その他の館長につきましては、職員又は再任用職員が担当しますので、4月の定例会にてまた御報告をさせていただきます。表にありますように、武笠氏を六郷公民館に、石坂氏を相馬公民館に、持丸氏を高須公民館に、大久保氏を六郷公民館の館長へ再任するものでございます。また、椎名氏につきましては山王公民館長をお願いいたしておりましたが、今年度をもちまして辞任の意思表示が2月末にありました。山王公民館は、山王小学校と共催で運動会等をするような地元密着型の公民館であったため、我々としてもどうか地元の方をお願いをしたいということで臨んではまいりましたが、残念ながら引き受けていただける方がいなかったため、次年度からは山王公民館におきましても職員又は再任用の職員で対応してまいります。

ページめくっていただきまして、2ページなのですが、こちらに館長任命の根拠法令になります。社会教育法第27条に館長の設置の義務、及び28条には館長は当該市町村の教育委員会が任命するという部分になります。業務につきましては、条例の第2条第3項にあるとおりでございます。説明は以上でございます。

○教育長

それでは、本件についての説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

4名の公民館の館長の任命については特段ございません。ただ、お伺いしたいのは、今現在、公民館の館長につきましては、市の職員の方、あるいは再任用の方と、あと今回のように地域の推薦を受けて任命される2本柱のようになっておりますが、市としてはこれは本来どういった形で、また将来的には一本化する方向とか、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○公民館課長

お答えいたします。旧藤代地区の公民館につきましては、代々、民間の地元の方を推薦を受けて館長の就任をしていただきました。取手地区につきましては、合併前から市の職員が張りついて公務に当たっていきまして、それが合併して現在のような形、確かに櫻井委員がおっしゃったように2本柱という状況になっております。ただ、旧藤代の地域につきましても、各館長も70歳を超えて、最高の方はもう76歳、退任した椎名館長につきましてもご高齢ということで、かなり高齢の方になっております。次にやっただく後継者の方も、なかなか地元の方の推薦がないということで、方向性は多分、職員か再任用の職員が担うということになると思えます。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結します。

お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 30 号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第 31 号、取手市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を丸山公民館課長お願いします。

○公民館課長

引き続き、議案第 31 号、取手市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。提案理由につきましては、取手市公民館運営審議会委員の 2 年間の任期満了に伴いまして、定数 15 名のうち 9 名の委員を委嘱するものでございます。ページをめぐっていただきまして、15 ページが委員さんの名簿となっております。1 番の長塚恵子さんから、7 番の濱野一美さんまでは 2 年間の再任をお願いするものです。新任といたしまして、8 番の高齢者学級の代表であります堀越政男さんを、9 番の女性学級からは元戸頭女性学級町の松永さんをお願いをするものでございます。なお、2 名につきましては、今も実際に公民館を利用いただいている方々になります。ページを返していただきまして、2 ページに根拠法令等がありますように、社会教育法第 29 条及び取手市立公民館の設置及び管理に関する条例第 14 条が根拠法令となっております。以上です。

○教育長

説明は以上です。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 31 号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 31 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 33 号、取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

議案第 33 号について御説明いたします。いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてですが、いじめ問題専門委員会の任期が 2 年となっていることから、令和 2 年 3 月 31 日をもって、いじめ問題専門委員の任期が切れます。それに伴いまして、いじめ問題専門委員を新たに委嘱させていただきたく、このような議案を提案させていただきます。

委嘱予定の名簿とさせていただきますけれども、いじめ問題専門委員会委員名簿という形で出させていただきます。こちらのメンバーに関しましては 5 名おりますけれども、この 5 名は、いじめ問題専門委員会を昨年、一昨年と、当初からやられていた 5 名でございます。藤川大祐氏、千葉大の教授、学識経験がある方ということで 1 号該当ということでございます。そして 2 番目、橋詰 穰氏、それから鬼

澤秀昌氏，こちらに関しましては3号該当ということで，法律等の識見の高い方，そして難波江玲子氏，須藤 明氏に関しましては，こちらは心理の専門家，2号該当という形で要件を満たしていることから，この5名の方を委嘱する予定でございます。

昨年度途中で追加委嘱という形で，女性の遠藤弁護士を追加委嘱しましたが，遠藤弁護士に関しましては本年度末までをもってして一身上の理由で辞職をしたいという意向を伺っておりますために，この5名という形で委嘱をしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○教育長

説明は以上です。

質疑，御意見ございましたらお願いします。

私からちょっと補足させていただきますと，いじめ問題専門委員会委員は非常に大切な仕事をお願いしているところです。特に平成30年に，みんなでいじめをなくすための条例ができて，その根拠に基づいて，この専門委員会が設置されました。外部の委員の方による常設の専門委員会ということですので，非常に重きがありまして，特に昨年，いじめによる生徒の自死の問題の再発防止についても非常に熱心に取り組んでいただきまして，細かな再発防止策を提出していただきました。この問題について今後どう対応するか，事前に専門委員の特に藤川委員長とお話をしました。専門委員の側からも提言ばかりではなくて，実効性といいますか，どういった形で再発防止を実現していくかというのはきちんと見守るということが続けていきたいという言葉いただきました。そういったもろもろを勘案して同じ方にまたお願いしてはどうかなということで，今回，この議案の提出という形になりました。

本件について改めて質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

今の教育長の御意見を受けまして，私もいじめ問題専門委員会を何度か傍聴させていただきました。実際に先生方が取手市の問題を，私の感想としては，どの先生方も取手市には縁もゆかりもない先生方が，取手市の子どもたちの問題について本当に真剣に考えて取り組んでくださっている姿，それを目の当たりにしまして，すばらしい先生方に来ていただいているということで，もちろん取手市の教育については取手市の住民が，取手市できちんと責任を負うものではあるんですけど，その周りですばらしい先生方がサポートしてくださっているという感想を受けました。また，私もそうですけれど，どうしても教員という経験から物を見がちなところを橋詰先生，鬼澤先生のような法律の専門家から1つの問題について，別の視点からご覧になっている，その御意見を伺うというのはすごく勉強にもなりました。この先生方がとりでしの専門委員会として再任してくださるということは，すごく嬉しいと個人的には思っております。以上です。

○教育長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を集結いたします。

お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり決することに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 33 号は原案のとおり決定いたしました。

以上議案の審議が終わりました。長時間にわたりますので、ここでちょっと休憩ということで、傍聴の方には申しわけないんですが、15 分ほど休憩させていただきたいと思います。35 分まで休憩とします。

午後 3 時 18 分休憩

午後 3 時 35 分再開

○教育長

休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。

櫻井委員が事情により退席されましたが、引き続き過半数に達しておりますので、会議を再開します。

報告第 9 号、令和 2 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第 13 号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を石塚教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

報告第 9 号、令和 2 年第 1 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第 13 号）所管事項の同意について）を御説明、御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、2 ページのとおり、市長より本一般会計補正予算案の教育に係る意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、1 ページのとおり異議がない旨の回答をしたことを御報告いたします。

本補正予算にかかる教育に関する事項は、国が令和元年度予備費を充当して実施する新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第 2 弾に対応するためにかかる経費となります。別紙補正予算書の 6 ページ、A 3 縦の資料をご覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策における本補正予算の総額は 3,867 万円で、そのうち教育関連経費は 1,851 万 8,000 円となります。まず、歳入から御説明いたします。本補正予算の総額 3,867 万円は、国及び県の補助金となり、補助率は 10 分の 10 で全額補助金が充てられます。

次に歳出を御説明いたします。本補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る経費のため、通常の教育費とは異なり、4 款、衛生費に計上いたします。内訳ですが、まず賃金です。国から新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、令和 2 年 3 月 3 日から 3 月 24 日まで、市内小中学校臨時休業の決定により、就労家庭支援のため放課後子どもクラブの開設時間を延長したことで不足する支援員等の賃金 1,743 万 8,000 円を計上しております。続いて、需用費、消耗品費です。同じく感染拡大防止策として、消毒液、ペーパータオル等を藤代幼稚園及びつつみ幼稚園に配布するための購入経費 8 万円を計上しております。また、放課後子どもクラブ室内の子ども間に一定の距離を確保するため少人数で開設していることから、臨時的に特別教室等を追加利用するためタイルカーペット等の購入経費 59 万 7,000 円

を計上しております。続いて、備品購入費です。同じく感染拡大防止策として、高井小学校の空きスペースを放課後子どもクラブ室として改装し、利用するための費用として40万3,000円を計上しております。御報告、御説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○教育長

本件についての説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

結構です。よくわかりました。

○教育長

新型コロナウイルスの関係ということで。

それでは質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第9号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第9号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

報告5、取手市社会教育指導員の委嘱についてを議題といたします。

報告を求めます。長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

報告5、取手市社会教育指導員の委嘱について、御説明をさせていただきます。現在、スポーツ生涯学習課では4名の取手社会教育指導員を平成31年4月1日から委嘱しており、令和2年3月31日で任期が満了となるため、1ページの4名につきまして改めて委嘱をするものでございます。なお、この4名につきましては全員が再任ということになっております。御審議のほどお願いいたします。

次ページには、参考資料としまして、社会教育指導員の職務内容、こちらにつきましては根拠法令としまして、取手社会教育指導員設置に関する規則が添付されておりまして、社会教育指導員の職務内容がこちらにも記載されておりますが、1番目としまして、家庭教育学級の指導支援及び子育て・思春期講座の企画・運営・実施。2番目としまして、子どもふれあいひろば事業の実施。3番目としまして、生涯学習推進事業の実施。内容としましては、成人式、子ども地域活動促進事業、市民大学等となっております。4番目といたしまして、いばらきっ子郷土検定事業の実施となっております。家庭教育学級の指導支援では、市内の公立幼稚園、小学校、中学校の各校で年間10回程度を実施しております。説明については以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。報告5の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告5の議事を終わります。

報告6、取手市放課後子どもクラブコーディネーターの委嘱についてを議題とい

たします。

報告を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

報告6，取手市放課後子どもクラブコーディネーターの委嘱について，御説明させていただきます。放課後子どもクラブコーディネーターは支援員と協力し，活動内容の充実を図るため，各学校や関係団体との連絡調整，活動プログラムの企画等を行ってございます。現在のコーディネーターは，平成29年11月から令和元年9月まで取手市子どもクラブ支援員として，また令和元年11月から令和2年3月31日まで放課後子どもクラブコーディネーターとして当課に勤務しております。この方につきまして，次のページ，1ページにございます南出氏につきまして，今後，令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間，委嘱をいたす次第でございます。

なお，2ページ，3ページに参考資料といたしまして，放課後子どもクラブコーディネーターの業務内容，それから取手市放課後クラブの設置及び管理に関する条例施行規則を添付してございます。4ページ，5ページにつきましても参考資料としまして，設置及び管理に関する条例施行規則が添付されております。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。

以上で報告6の議事を終わります。

続いて報告7，令和元年度取手市教育支援委員会判定者数についてを議題といたします。

本件についての報告を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

報告7，令和元年度取手市教育支援委員会判定者数について，御報告させていただきたいと思っております。

1ページをめぐっていただきまして，資料1ページになります。こちらの判定者数について，1番という形で述べさせていただいております。新学齢児並びに在学児童生徒判定者数という形で，今回，取手市教育支援委員会で判定をさせていただいたお子様の人数が載っておりますが，新学齢児が46名，前年度比マイナス4名です。在学児童については33名で，前年度比マイナス20名，在学生徒に関しましては6名で前年度比プラス1名，合計で85名という形で判定をさせていただいております。また，小学校6年生から中学校に進学するときには，必ず再判定という形で判定をもう一度確認するというような形をとっておりますので，この中学進学にかかわる再判定者数としましては57名という形になっております。

こちら教育支援委員会ですが，年間3回会議を行っておりますが，その3回の会議にかかった判定者の総数というのが142名という形になっております。そして，その142名のうち判定解除という形で，例えば自閉症・情緒障害学級で適切な教育を受けていたことにより情緒の安定が図られたため，通常学級での学習が適してい

るであろうというふうな形で判定会議を受けた在学生在が12名という形になっております。こちら判定の内容につきましては、その下に内訳という形で細かく2番に書かせていただいております。そして、次の2ページを見ていただいて、2番の

(3) 判定者総数というところに、こちら総数的なものとしまして、特別支援学校判定、また特別支援学級判定、そして解除という形で総計をこちらに載せさせていただきます。以上でございます。

○教育長

報告は以上です。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

質問なんですけど、新学齢児で特別支援学校13、特別支援学級46という判定が出たという御報告だと思うんですけど、この学齢児の子どもたちがどういう学校に行くかというのは、この教育支援委員会で判定して、あと保護者等との話し合いというか、そういうことで進むという理解でいいですね。

○指導課長

こちら指導課に特別支援教育相談員という方が3名いるんですが、こちらの方が特に就学前のお子さん等に関しましては、きめ細かく保護者との相談等をしておりまして、どこが適しているかということの判定会議の前後も含めて話し合いをしまして、最終的には保護者の方の意向に沿って就学先を決めているという形になります。

○石隈委員

わかりました。質問したのは、判定という言葉がまだ従来どおりの言葉かなと。判定は教育委員会が決めて保護者に従いなさい——皆さんがそういった意味ではないんですけど、今は教育支援ですけど、そういった伝統的な就学指導という言い方をした時代もありましたので、皆さんがアセスメントに基づいて判定して、保護者の合意を得て、こういうふうにしましょうというのは、今回はこういう場なのでいいんですけど、基本的には特別支援学校を選択したというか進路決定という意味合いですね。だから、これが今後、その表現の仕方も工夫できるといいかなと思います。現在は、今説明していただいたように、判定したものを保護者と持ち寄って、これがちょうどいいでしょうというふうに決めて、その後個別の指導計画、個別の教育支援計画に書き込むということになると思います。確認です。すみません。

○教育長

保護者の意向確認が一番大事な点でして、今回の数字は在学生在に結構マイナスが出ていて、それは保護者の意向が反映されているもので、ずっと増加傾向があったんですけど、意向確認で減っていると。情緒障害のところは通常学級に少し戻っている状況です。

○石隈委員

なるほど、コミュニケーションが反映された。そうですね、通常学級を選ぶこともふえてきていると思います。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告7の議事を終わります。

続いて報告8，寄附の受け入れについてを議題といたします。

報告を求めます。三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

報告8，寄附の受け入れについて御報告いたします。

令和2年の新入学児童に対しての寄附の状況でございますが，1ページ目でございますとおりの「かけこみ110番」クリアファイル，防犯ブザーなど8点の寄附がございました。昨年度につきましては7点の寄附がございまして，今年度は新たに4番の交通安全スローガンを活用した横断幕が追加されたような状況でございます。

本日，寄附いただいたものを手元にあるものだけお持ちしました。「かけこみ110番」ファイルというのは，こちらになります。防犯ブザーは，ランドセルに付けられるようになっている防犯ベルになります。こちらが交通安全の帽子になります。あと，横断幕につきましては学校に直接届くような形になってまして，こちら小学校用と中学校用がございまして，縦が48センチ，横が190センチになっています。スローガンとしましては，小学校は「しっかりと止まって確認 横断歩道」。中学校向けが「夕暮れの一番星は 反射材」。防犯ブザーは，こちらもランドセルに付けるような形になっています。こちらがランドセルカバーになりまして，黄色いワッペンがこちら。「いかのおすし」キャラクター文具セット，こちらは直接学校に届いております。手元にはございません。

教育委員会に届いた物につきましては，近々，学校のほうに寄附する予定になっております。あと，令和2年の新入学児童は，現在のところ702名を予定しております。以上で報告を終わります。

○教育長

報告は以上です。

質疑，御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。

これにて報告8の議事を終わります。

報告9，取手市いじめ防止基本方針の見直しについてを議題といたします。

報告を求めます。浅野指導課長お願いします。

○指導課長

取手市いじめ防止基本方針の見直しについて，別紙のとおり見直すことを報告いたしますという形で報告させていただきます。こちらに関しましては，本日午前中の総合教育会議の席でも御説明させていただいているところですが，この教育委員会定例会の中でも改めて報告させていただきたいと思っておりますので，お時間をいただければと思います。

まず，このいじめ基本方針ですが，こちらはいじめ対策推進法及び取手市みんなでいじめをなくすための条例を踏まえて，平成30年4月に策定されました。その後，平成31年3月20日には，県の調査委員会から調査報告書が，さらに令和2年1月18日に，取手市いじめ問題専門委員会から再発防止策の提言，こちらが示されたことを受けまして，いじめ防止基本方針の内容を見直す必要性が出たため，今回

見直し案を提示するものとなったものです。

まず、この見直し案1ページを開いてみてください。1ページには、今回の見直しに当たっての、今、私がお話しさせていただきました具体的な経緯を「令和2年●月の見直しに当たって」という形で書かせていただいております。そして「Ⅰ いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方」こちら2ページになりますが、こちらのいじめの定義や基本理念の中に、県の調査報告書でお示しいただいた、いじめ関係性に関する考え方を加えて、いじめ防止等に向けた見方を充実させております。

続きまして5ページ、6ページになりますが「Ⅲ いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策」のところになります。いじめ対策推進室の設置及び運営には、教育総合支援センターの今回の拡充に伴う学校連携支援、先ほど出ました学校連携支援員や外部人材の活用としてスクールロイヤー、スクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する関係で、新たにそちらをつけ加えさせていただきます。

続きまして、またページをめくっていただきまして12ページになります。こちら「いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」には、取手市いじめ問題専門委員会から示されました再発防止策を踏まえた取組みとして、今回、取手市いじめ問題専門委員会から示された全員担任制、チーム指導、こちらの導入と教育相談システムの導入についての説明を新たにつけ加えさせていただきます。そのほかにも、再発防止策に示されているアンケート調査の実施についての改善案や、教職員研修の充実に関する改善案、こちらについてもこの中に記載させていただきます。

さらに、19ページになります。こちらには「Ⅷ 重大事態への対処」という項目になっておりますが、県の調査報告書で御指摘を受けた点について、特に重大事態の判断等につきまして修正、追記をさせていただきます。

ここまで説明してまいりました主な変更点になりますが、こちらに合わせまして24ページ以降にあります資料1、資料2、資料3という、いじめが起きた際のフロー図、こちらにつきましても修正をさせていただきます。そして、今回お示ししましたいじめ防止基本方針の見直しに当たっては、みんなでいじめをなくすための条例の第9条第4項に、市いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第18条に規定する取手市いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くものとなっていることから、この見直し案については、次年度開催されるいじめ問題対策連絡協議会、こちらで御意見をいただいて実施するという予定になっております。説明については、以上でございます。

○教育長

報告は以上です。

報告9についての質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

いじめ防止基本方針が、今回の事案を経て一般論だけではなくて、具体的な知見と反省に基づいてできていると思いますので、本当にお疲れさまです。ぜひ、これをまた年度が変わるたびに教育相談の充実という意味も含めて、各学校の全教職員の方々に読んでいただいて、実践していければと思いますので、よろしく願います。

○教育長

ありがとうございます。そのほかございますか。

○猪瀬委員

いじめ防止アプリなんですけど、いじめ防止対策推進条例検討委員をさせてもらったときに、これは「ストップイット」はアプリの名前なので、名称を名乗っていないということになっているんですか。

○指導課長

そうでございます。メーカー独自の名称なものですから。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○教育長

見直しのスタートということで、具体的な再発防止策の関連で洗い出した段階なんですけど、午前中の総合教育会議の中で櫻井委員がおっしゃったことが気にはなっていてまして、この方針というのはあくまでも学校中心の方針なんですよね。この条例自体も社会全体で取り組むこととしている中で、現行の方針は、広がりという面で少し手薄な部分があるんです。これは事実経過から含めてやむを得ない話なんですけど、これから当然前提となるのは保護者も含めて地域の合意形成をして、どこでどういった関わりをするかというのは、対策協議会でもいろいろ話題になってきましたが、なかなか議論が深まったり広がったりしなかったのも、この見直しを契機にして、そういったものを取り込むというのは一番大切ではないかなと思います。

午前中に櫻井委員から話があったことは、学校との接点ばかりではなくて、どうやって解決を図るか。石隈先生の昨年8月の研修でも指摘していただいたところです。地域全体がチームとなって取り組んでいくという視点が一番大切なところですので、その点については委員の方々からも御意見ちょうだいしながら、この方針は大切なものですので、きちんと議論を深めていいものにしていきたいと思っております。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。質疑、御意見を終結いたします。

報告9の議事を終わります。

続いて報告10、いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

報告事項1点目についての報告を浅野指導課長お願いします。

○指導課長

いじめ防止策の取組み状況に関する報告について、まず1点目です。再発防止策実施に向けた取組み状況と今後の予定についてという形で御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1の1ページ目をご覧ください。こちら、再発防止策実施に向けた取組状況と今後の予定という形で、これまでの取組みを特に年度の後半部分に關しまして載せさせていただいております。まず、1－1番、再発防止策検討会という形で、これまでの取組みを報告させていただきますと、学校の校長会、教頭会、教務主任会、さらには代表、教育総合支援センターの先生、そして事務局等が入りまし

て、この再発防止策検討会というのを立ち上げ、話し合いを進めてきました。1月24日までの間に5回の話し合いを行いまして、この全員担任制、そしてチーム指導、それから教育相談システム、さらに2学期制への移行について、さまざまな職層からの御意見をいただいていたところでございます。

そして、1－2番目、取手市いじめ問題専門委員会です。こちらに関しましては、12月25日に第8回、1月18日に第9回ということで近々のもの2つだけ載せさせていただいておりますが、こちらからわかるとおり、第9回のいじめ問題専門委員会を開きまして、今年度は再発防止策提言の策定を中心に活動をしていただきました。

続きまして1－3、取手市いじめ問題対策連絡協議会でございます。近々におきましては、1月22日に第4回を実施いたしました。こちらでは再発防止策、そして特に全員担任制や教育相談システムについて、このいじめ問題対策連絡協議会の方々と意見を深めたというような会議になっております。

1－4、総合教育会議、まず1月29日に実施しました総合教育会議では3つの取組みについての説明、そして本で行われた総合教育会議におきましては、その進捗状況という形で御説明をさせていただいているところでございます。

1－5、全員担任制・複数担任制の導入に向けてということですが、こちらに関しましては、11月、この再発防止策検討会が立ち上がってからすぐに11月9日、麴町中学校をまず実際に視察するという形をさせていただきました。さらに、県の中高一貫開設チーム、こちらのほうでもこのような形を模索しているということで、そちらのほうにもお話を伺いに行きました。そして、1月14日には、麴町中学校の工藤校長先生に来ていただきまして御講演、意見交換会を行い、そして2月18日、この麴町中学校の視察にまた申し込みがとれた関係から、各学校から1名、全校20名の先生方が実際に麴町中学校に行き、視察をするという機会を得ることができました。

続きまして1－6、教育相談システムの導入に向けてということで、こちらに関しましては、教育相談システムというのを導入するに当たって、教育相談とはどういうものなのかということも含め、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの藤原先生に各中学校を回って、そこで研修会を実施していただきました。この研修会には、学区の小学校から参加できる代表の先生数名が参加して、この研修を受けるということをしております。さらに、外部の教育相談システム的なものをもう取り入れている学校や市町村等もございますので、そちらの視察等も下に日程が書かれておりますが、させていただいて、いろいろな知識というか資料を取り寄せ、こちらを進めてまいりました。

続きまして1－7、学校・市教委協議経過ということで、10月4日に校長会で、この再発防止に係る今後の予定等を確認した後、校長会、教頭会、教務主任会の折に、再発防止策検討会議の先生方がそれぞれの中にいますので、今の検討状況というのを校長会の中で説明し、そして各学校の校長先生、教頭先生、教務主任の先生、それぞれの職層からそれに対する御意見をもらって、また検討会で検討をするというような流れにさせていただきました。そちらのあった会議の日程等がここに書かれているところでございます。

3ページの下になります。1－8です。PTA・保護者への説明会ということで、2月8日土曜日に、各小中学校PTA会長への説明会を皮切りに、学校PTA

等への説明会を順次進めてまいりました。残念ながら、コロナウイルスの感染拡大防止のために、学校が休業になった関係上、白山小学校、取手一中、取手東小学校、こちらに関しましては会議を開くことができなかつたため、保護者に説明資料を配付して、それにかえてもらっているという形になっております。また、こちら実施をできた学校に関しましての平均参加率に関しましては、約62%の参加ということで、非常に学校のとらえとしては、通常のPTA総会等よりも参加がよかったというようなお話を伺っております。準備していた椅子が足りなくて、慌てて出したところもあったということでございます。

そして1-7になります。教育委員会の体制の改善ということでは、今回、猪瀬委員と石隈委員2名の委員に新たに入らせていただいております。そして、1-8、資料の保管の定めを第三者委員会の設置要項に盛り込むことということで、こちらにつきましては12月25日のいじめ問題専門委員会において、この規則改正の案を報告しまして確認をしております。そして1月21日に、令和2年第1回教育委員会定例会で、規則改正案が可決されているという形になっております。

続きまして、5ページになります。1-9という形で、教育委員に対する再発防止策の提言という中では、12月24日、令和元年第12回教育委員会定例会の中で、こちらは再発防止策の提言の中にもあるんですが、新たに就任された委員には27年の取手市立中学生の自死事案の経過について共有するようというお話があります。そちらについて、この定例教育委員会の中で説明をさせていただいたということ、そして委員会における法令遵守の徹底についても、このように現在行っているという説明もさせていただいたところでございます。

続きまして、1-10です。県教育委員会に関しましては、11月27日に義務教育課、また管理担当課へ、再発防止策の取組みの状況について報告をさせていただいております。あわせて、12月23日にも義務教育課に報告、このような形で今現在進んでいるという報告をして、あわせて可能な協力の依頼もしてまいりました。

続きまして1-11、こちらにはスクールロイヤーへの相談体制の構築ということで、日本スクールコンプライアンス学会に所属している弁護士さん等に相談をしまして、ロイヤーとして適任者はいないだろうかという相談をかけさせていただいているところでございます。

また、1-12、広報等に関しましては、パブリックコメントの状況の掲載を1月15日号の広報とりでに、また3月15日号の広報とりでは、取手市の新しい3つの取組みについて掲載をしていただいております。

そして、議会への説明になりますが、こちら3月1日月曜日と書いてありますが、3月2日月曜日になります。申しわけございません。議員全員協議会において、自死事案に関する総括と取手市の新しい3つの取組みについての説明を議員の皆様させていただきました。

そして、今後の予定というところで3番になりますが、こちらは令和2年4月より、この全員担任制、小学校はチーム指導、それから教育相談システム、そしてあわせて2学期制の運用を開始していく予定となっております。そして、4月中旬には、教育相談部会システムが立ち上がりますので、この教育相談主任に対して、これを対象とした研修会を実施していきたいというふうに予定をしているところでございます。ここまでが経過と予定、1つ目の議題になっているものの説明になります。以上でございます。

○教育長

1点目についての報告が終わりました。
本件について質疑、御意見がございましたらお願いいたします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。
これにて報告事項1点目の質疑、御意見を終結といたします。
委員の皆様にお知らせをいたします。報告10の報告事項2点目につきましては、いじめ事案に関する個人が特定できる情報を含む報告内容となりますので、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。
お諮りいたします。報告10の報告事項2点目につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思っております。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議がありませんので、報告10の報告事項2点目につきましては非公開といたします。
傍聴者の皆様には、非公開とすることが議決されましたので、本件の議事が終了するまでの間、御退席をお願いしたいと思います。
自席にて暫時休憩とします。

午後4時17分休憩

午後4時18分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
報告事項2点目についての説明を浅野指導課長お願いします。
(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

これにて報告10の質疑、御意見を終結といたします。
以上で報告10の議事を終わります。
非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。
〔会議室開鎖〕

○教育長

次に、その他に入ります。
事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局から2点御報告させていただきます。
まず1点目、令和2年第1回取手市議会定例会についてになります。右上に議会報告資料1と囲みのある資料をご覧くださいと思います。令和2年第1回取手市議会定例会は、3月2日から3月18日まで開かれました。
1枚めくっていただきまして、議会報告資料2をご覧くださいと思います。こちら、定例会で一般質問発言の通告があった事項の一覧表になっております。教育委員会に対しては、2の染谷和博議員、4の根岸裕美子議員、8の金澤克仁議員、10の結城 繁議員、11の石井めぐみ議員、13の加増充子議員、14の小池悦子

議員，16の遠山智恵子議員，19の岩澤 信議員，9人の議員さんから一般質問の通告がありまして，答弁をいたしました。そちらの内容については，次回の定例会において会議録の速報版をお配りしたいと思いますので，そちらで御確認いただきたいと思ひます。

その先に行きまして，議決結果の一覧表，議会報告資料3というふうにして書いてある資料になります。教育委員会に關係する議案といたしましては，議案第7号，取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關する基準を定める条例の一部を改正する条例について。それから，議案第9号，令和元年度取手市一般会計補正予算（第11号）。それから，1枚めくっていただきまして，議案第15号，令和2年度取手市一般会計予算。それから，もう1枚めくっていただきまして，議案第23号，令和元年度取手市一般会計補正予算（第13号）。それから，同意案第2号，同意案第3号の取手市教育委員会委員の選任に關する同意について。いずれも原案のとおり可決あるいは同意されております。取手市議会定例会に關する報告については以上になります。

もう1点，4月の行事予定，それから教育委員会定例会の予定についてです。令和2年4月行事予定表，3月24日現在と書いてあります資料をご覧いただきたいと思ひます。まず，1点訂正がございます。3月16日午前中に，全国学力学習状況調査というふうにして書いてあるんですけども，こちらについては実施されないということが決まっております。訂正させていただきます。また，それ以外の行事についても，新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては変更の可能性もあり得るということで御了解いただきたいと思ひます。

次の教育委員会定例会は，4月20日午前中ということで予定をさせていただいております。また改めて正式に御通知を差し上げますので，お時間等はそちらで御確認いただきたいと思ひます。報告は以上になります。

○教育長

そのほかなければ，以上で，今定例会に付議されました事件の審議はすべて終了しました。

令和2年第3回教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後4時30分閉会